2023 年度 第 11 回スノーボードデモンストレーター選考会開催要項

更新日　2023 年 2 月 9 日

＊2022 年 12 月 24 日にＨＰに掲載した内容から更新しました。

＊2023 年 1 月 31 日にＨＰに掲載した「2023 スノーボードデモンストレーター選考会実技及び理論の実施要領」の内容は、紫色の箇所です。

＊2023 年 2 月 3 日に追記した箇所は青色の箇所です。

＊2023 年 2 月 9 日に追記した箇所は赤色の箇所です。

【会　期】　2023 年 3 月 6 日（月）

【会　場】　第 20 回全日本スノーボード技術選手権大会に準ずる

【事業の目的】

「ナショナルスノーボードデモンストレーター選出基準及び要領」並びに「ＳＡＪスノーボードデモンストレーター選出基準及び要領」の定めるところにより、人格、識見、技術等に優れ、本連盟事業を通じて幅広くスノーボード界に貢献でき得るナショナルスノーボードデモンストレーターとＳＡＪスノーボードデモンストレーターを選考します。

【選考方法】

スノーボードデモンストレーター選考会の申込者の中から、本年度のスノーボード技術選およびスノーボードデモンストレーター選考会の成績により、４名以内をナショナルスノーボードデモンストレーターとして選考します。

また、ナショナルスノーボードデモンストレーター認定者を除き、男女合わせて 12 名以内を SAJ スノーボードデモンストレーターとして選考します。

【出場資格】

次の①～⑤をすべて満たす者

①　2023 年度の本連盟会員登録を完了している者。

②　2023 年度の全日本スノーボード技術選手権大会に出場できる者

③　公認スノーボード指導員資格が有効な者

④　各保険会社のスノーボード傷害保険に加入している者。

⑤　加盟団体長の推薦を得た者

【申込方法】

(1) 本連盟会員管理システムシクミネットで参加年度の会員登録・決済を済ませてください。シクミネットから申込み出来ない場合は、所属クラブまたは所属加盟団体に相談してください。

(2) 参加者は、シクミネットマイページから、申込期間内 2023 年 1 月 23 日（月）～2 月

6 日（月）に、スノーボードデモンストレーター選考会に申込みしてください。申込み後の変更はできません。

(3) 2023 年度スノーボード指導員検定会受検予定者は「SB 指導員検定会受検予定」のチケットで申し込んでください。

(4) 加盟団体は，必要書類に不備が無いか確認後、2 月 13 日（月）までにシクミネットで承認してください。

(5) SAJ 本部は申込書類審査を行い、不備がなければ参加費支払いに関するメールを、2 月 17 日（金）迄にシクミネットマイページに登録しているメールアドレスに送信します。不備があった場合は申込みが差し戻されます。

(6) 参加者は、参加費支払いに関するメール受信後、参加費支払期限（2023 年 2 月 19 日（日））までに 参加費をお支払いください。2 月 19 日までに参加費のお支払いがない場合は、申込みが取り消されます。

(7) 参加料 12,000 円

【スノーボードデモンストレーター選考会資格変更届】

スノーボードデモンストレーター選考会申込後、2023 年 2 月開催の公認スノーボード指導員検定会で公認スノーボード指導員に合格し、公認スノーボード準指導員から資格が変更となった者は、以下のとおり資格変更届を現地で提出してください。

受付日時　2023 年 3 月 2 日（木）09：00 ～ 10：00

提出場所　石打丸山スキー場（北口リスト券売場２階）「全日本スノーボード技術選手権大会・スノーボードデモンストレーター選考会」競技本部内、スノーボードデモンストレーター選考会係

提出書類　スノーボードデモンストレーター資格変更届
スノーボード指導員合格証（写）

提出部数　１セット

【欠席連絡】

欠席の場合は、所属の加盟団体（都道府県スキー連盟）に、氏名、会員番号、イベント名、会場、チケット名を連絡してください。

加盟団体は、会員からの欠席連絡を受け、氏名、会員番号、イベント名、会場、チケット名を、SAJ 事務局普及事業課に E-mail で連絡してください。

【その他】

参加者はスノーボード傷害保険に加入していなければなりません。

2023 スノーボードデモンストレーター選考会　実技及び理論の実施要領について

■実技種目の要領について

実技予定コート：ザイラーコース（平均 18°）

＊予告なく変更の場合があります。変更の場合は公式掲示でお知らせします。

題目名：３級ミドルターンデモンストレーション

・「資格検定受検者のために 2022」に示された３級ミドルターンの要領でバッジテストの合格基準となる滑走を明確に表現する

題目名：スリップ T0 スリップ～２級ショートターン～１級ショートターンへの展開

・「資格検定受検者のために 2022」に示された要領でスリップ T0 スリップ、２級ショートターン、１級ショートターンの順に、一連の滑走の中でそれぞれの着眼点と評価基準を明確に表現する。

・展開地点は定めない

実技の採点は、３名の審判がそれぞれ１種目１００点満点で行い、３名の合計を得点とします。

デモンストレーター選考会で使用する用具に関して

・デモンストレーター選考会の実技で使用可能な用具は、技術選のマテリアルチェックを通過したものに限る。

■理論（面接）の実施要領について

スノーボードデモンストレーター選考会における理論（面接）選考の実施の目的は、スノーボードデモンストレーターとしての資質を的確に見極めることにあります。選考対象者を客観的に評価するためには、適切な評価項目について、適切な手段で評価する必要があります。

１　スノーボードデモンストレーターとしての資質、人材像について

ナショナルスノーボードデモンストレーター及び SAJ スノーボードデモンストレーターは、人格、識見、技術共に優れ、本連盟事業を通じて幅広くスキー・スノーボード界に貢献でき得る者とし、スノーボード技術の研究及び指導技術の普及、自らの資質向上に努め、広く一般スノーボーダーとの接点においてスノースポーツの普及に努めることができ、「多様化するニーズに臨機応変に対応できる能力を有する」人材とします。

２　スノーボードデモンストレーター選考会の理論(面接)では段階評価を採用します。

デモ選の面接は短時間で適切な面接を実施する観点から、デモンストレーター選考会の面接では、４段階での評価を採用します。

面接官３名が評価項目に対しそれぞれ ABCD の４段階による評価を行い、これを基に総合評価を ABCD の４段階で評価をすることとします。

面接官が総合評価した ABCD の評価について、それぞれ、A：９５点、B：９０点、C：８５点、D：８０点とし面接官３名の点数の合計を得点とします。

なお、スノーボードデモンストレーター選考会は、技術選ポイント、選考会実技ポイント、選考会理論ポイントの合計で評価し、それぞれのウェイトは次のとおりとします。

技術選ポイント　　：４０％
選考会実技ポイント：４０％
選考会理論ポイント：２０％

スノーボードデモンストレーター選考会の合計ポイント（技術選＋実技＋理論）で同点が出た場合は次のとおりとします。

①　デモンストレーター選考会実技２種目の合計点が高得点の者が上位
②　①が同点の場合は理論で高得点の者が上位
③　②も同点の場合は技術選の順位（技術選の競技規則で定めた順位決定方法による）が上の者が上位

３．面接の実施形態、質問内容、評価項目について

５人一組での面接

質問への回答時間は一名１分程度

資格検定（指導員検定、バッジテスト、検定員検定）に関連する面接により次の点について確認します。評価項目は次の４つです。

①　知識（スノーボード技術・スノーボード指導・一般社会常識・専門知識・語彙力）
②　コミュニケーション能力（表現力・傾聴力・プレゼン能力・柔軟性・協調性）
③　思考力（ロジカルシンキング・創造性・課題解決思考および能力）
④　行動力と人間性（積極性・主体性・リーダーシップ、人間性）

■日程

＊天候の状況により変更する場合があります。

◎　３月５日（日）
　　１７：００～　スノーボードデモンストレーター選考会開会式及び説明

屋外特設会場

１９：００～　理論（面接）

石打丸山スキー場観光口無料休憩所

２１：３０　　終了

◎　３月６日（月）

８：００～　リフト運行　公式掲示（ザイラーコース・石打丸山スキー場観光口無料休憩所）

９：００～　インスペクション（ザイラーコース）

９：４５～　選考会出場者点呼開始　（ザイラーコース・競技スタート地点）

１０：００～　選考会開始

・スリップ to スリップ～２級ショートターン～１級ショートターン

・3 級ミドルターン

１５：００(予定)　選考会閉会式・認定発表（屋外特設会場）

認定者手続（石打丸山スキー場観光口無料休憩）

■新型コロナウィルス感染対策について

第 20 回全日本スノーボード技術選手権大会新型コロナウィルス感染対策ガイドラインに準ずる。

■ソーシャルメディアを用いての情報発信について

１．掲載できる情報について

「参加者個人」が、ソーシャルメディアで発信できるのは、自分自身の本大会に関連した体験のみです。他の「参加者」へのインタビューや他の「参加者」に関する記述を掲載することはできません。また、「参加者」自身の本大会・チームや他の「参加者」のプライバシーを侵害したり、選考会のセキュリティ、開催および組織運営の情報漏洩につながる可能性のある機密や個人情報を開示することはできません。ソーシャルメディアで発信する内容は、いかなる場合でも、品位のあるものでなければなりません。

２．静止画像、動画の使用について

「参加者」は、選考会の競技シーン、開閉会式を含まないことを条件に、ゴールゾーンや表彰式で自身が写った静止画像をソーシャルメディアに掲載することが出来ます。ただし、いかなる方法においても、静止画像を連続的に複製することによって、動画を模倣することは認められません。なお、写真に写りこんでいる他人の肖像の掲載については「参加者」の責任において、本人から同意を取り付けてください。